

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1121回

令和5年3月3日（金）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1121回 議事録

1. 日時

令和5年3月3日（金） 13：30～14：46

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

石渡 明 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

大島 俊之 原子力規制部長
内藤 浩行 安全規制管理官（地震・津波審査担当）
野田 智輝 企画調査官
海田 孝明 主任安全審査官
宮脇 昌弘 安全審査専門職
大井 剛志 安全審査専門職

北陸電力株式会社

小田 満広 常務執行役員 原子力本部副本部長
藤田 久之 執行役員 土木建築部長
吉田 進 土木建築部 部長
野原 幸嗣 土木建築部 調査技術チーム 統括課長
木村 慎吾 土木建築部 調査技術チーム 副課長

【質疑対応者】

浜田 昌明 土木建築部 耐震土木技術チーム 統括課長

（質疑対応者席に主として着席）

石田 聡史 土木建築部 調査技術チーム
巢守 亮平 土木建築部 調査技術チーム

4. 議題

- (1) 北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造について
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料1-1 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
- 資料1-2 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
敷地内断層の活動性評価(コメント回答)
- 机上配付資料1 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
補足資料(1/2)
- 机上配付資料2 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
補足資料(2/2)
- 机上配付資料3 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
参考資料
- 机上配付資料4 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
データ集1(ボーリング柱状図)
- 机上配付資料5 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
データ集2(ボーリングコア写真)
- 机上配付資料6 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
データ集3(BHTV)
- 机上配付資料7 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について
データ集4(その他)

6. 議事録

○石渡委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第1121回会合を開催します。

本日は、事業者から敷地の地質・地質構造について説明をしていただく予定ですので、担当である私、石渡が出席をしております。

それでは、本会合の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○内藤管理官 事務局の内藤です。

本日の会合につきましても、テレビ会議システムを用いて会合を実施しております。

本会合の審査案件ですが、1件でして、北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉を対象に行います。内容につきましては敷地の地質・地質構造ということで、資料といたしましては、コメント回答の資料が1点と、それらを含めました敷地の地質・地質構造全体の資料が1点、資料を2点、用意されております。そのほかに机上配付資料といたしまして資料が7点、配付をされています。

進め方については、事業者から本日用意していただいた資料に基づいて説明いただいた後に質疑応答を行うことを予定しております。

事務局からは以上です。

○石渡委員 よろしければ、このように進めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

北陸電力から、志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造について、説明をお願いいたします。御発言、御説明の際は挙手をしていただいて、お名前をおっしゃってから御発言、御説明ください。

どうぞ。はい、どうぞ。

○北陸電力（小田） 北陸電力の小田でございます。

本日は、志賀2号炉、敷地の地質・地質構造としまして、敷地内断層について、その分布や性状から活動性評価までの評価全体について取りまとめてまいりました。説明に当たりましては、まず昨年10月の現地調査でのコメントへの回答について説明させていただきます。コメント回答の中のS-4断層の上載地層につきましては、現地調査でのコメントを踏まえましてブロックサンプリング等を実施しました結果、断層が岩盤上面まで達していることを確認できております。これによりまして、S-4断層の活動性につきましては、従来の鉱物脈法に加えまして、より確実な上載地層法での評価も可能となったと考えております。コメント回答の後、その内容も含めました全体取りまとめ資料について説明いたします。

それでは、順次、担当から説明させていただきます。

○石渡委員 はい、どうぞ。

○北陸電力（木村） 北陸電力の木村です。本日はよろしく願いいたします。

まず、資料の御説明をさせていただきます。表紙の右肩に資料1-1と書かれたものが敷地の地質・地質構造の評価の全体を取りまとめました本資料となりまして、右肩に資料1-2と書かれたものが未回答コメントへの回答を別冊として取りまとめたコメント回答資料となっております。このほか、机上配付資料としまして補足資料が2冊、参考資料が1冊、データ集が4冊ございます。

本日の説明は、まず未回答コメントの全てにつきまして、資料1-2のコメント回答資料で御説明いたしまして、引き続き敷地内断層の評価のまとめにつきまして、資料1-1の本資料でポイントを絞って御説明いたします。説明は、全体として40分程度でございます。

それでは、まずコメント回答になりますけれども、資料の1-2の3ページをお願いします。当社は、昨年5月と9月の審査会合及び10月の第2回現地調査におきまして敷地内断層の活動性評価について説明を行いまして、以下、1番から9番の9項目に関するコメントを頂きました。当資料は、これらのコメントへの回答を行うものであります。

4ページと5ページを見開きをお願いします。4ページは、この九つのコメントの回答概要になります。上からコメントナンバーの順に示しておりますが、この資料の順番は一番左の列の1から9の順に整理をしております。5ページに、それぞれの評価位置を示しております。

それでは、コメント回答の結果につきまして、順に御説明いたします。

8ページをお願いします。まずはコメントNo. 129、敷地の粘土鉱物の組成に関するコメント回答になります。敷地の粘土鉱物のEPMA分析の結果、左下のグラフのようにアルミと鉄の含有量にばらつきが見られたことにつきまして、文献及び敷地周辺の変質に関する調査に基づいて考察を行った結果、アルミと鉄の含有量の違いは、反応する間隙水や熱水の性質にばらつきがあったことを反映している可能性が考えられるということに記載しております。

続いて、13ページをお願いします。こちらはコメントNo. 130番、福浦断層の粘土鉱物に関するコメント回答になります。福浦断層の粘土鉱物につきまして、今回、データの客観性向上を目的としまして、福浦断層南部のOS-2孔、OS-3'孔で追加のXRD分析を行いまして結晶構造判定を実施しました。その結果、右下の構造判定図に示すとおり、いずれもイライト/スメクタイト混合層であると判定され、イライトの混合率はOS-2孔で15%、OS-3'孔で5%となることから、福浦断層全体のイライト混合率が敷地よりも小さい傾向は認められず、敷地周辺一帯は同じような温度環境下で変質を被ったと判断をいたしました。

続いて、17ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 131番、S-4の35m盤トレンチのブロックサンプリングに関するコメント回答になります。35m盤トレンチの旧北面では岩盤上面から約1m区間でS-4が不明瞭であったことから、その北東側で追加掘削を行ったところ、新北面ではS-4がより上方まで連続していることが確認されました。

この新北面については、第2回現地調査で岩盤上面から約15cm区間でS-4が不明瞭であったということから、ブロックサンプリングを行うようコメントを頂きました。今回、左上の写真に示しますS-4の岩盤上面で不明瞭となっている区間におきましてブロックサンプリングを実施しまして、その内部状況をCT画像により詳細に観察しました。

ページの中央に示すCT画像観察、さらに右の写真に示すブロックサンプリングに当たって掘り込んだ後の壁面を観察した結果、S-4は岩盤上面まで連続し、その上位に堆積するH1a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことを確認しました。以上を踏まえて、35m盤トレンチ、新北面の上載地層法データをS-4は後期更新世以降の活動はないとの評価の根拠として用いることとしました。

18ページはブロックサンプリングの位置を示したスケッチ、19、20ページはCT画像観察結果をつけております。21～23ページのほうには、掘り込み後の壁面の写真とスケッチをつけております。

続いて、27ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 132番、福浦断層における白色脈の切断状況に関するコメント回答になります。左の写真の敷地内断層では、破碎部中に鉍物脈が確認され、鉍物脈に変位・変形は認められないのに対し、右の写真の福浦断層では、母岩に認められる鉍物脈は主せん断面や破碎部に切られておりまして、鉍物脈に変位・変形が認められます。これは、敷地内断層では鉍物脈の生成以前に断層活動があり、破碎部が形成したと判断されるのに対し、活断層と評価した福浦断層では鉍物脈の生成後に断層活動があったことを示します。

以上より、敷地内断層は活断層と異なる破碎部性状を有しており、このことは敷地内断層の最新活動はイライト/スメクタイト混合層の生成以前と評価したものと整合します。

続いて、33ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 133番、セラドナイトのカリウム-アルゴン年代分析データに関するコメント回答になります。敷地近傍の大坪川ダム付近で実施しましたF-1' 孔におきまして認められた緑灰色の粘土鉍物につきまして、敷地の変質鉍物の生成環境に関する評価との関係を確認するために右に示すXRD分析を実施した結果、この粘土鉍物はセラドナイトであるということを確認しました。

文献によれば、セラドナイトの生成温度は6度から84度とされております。カリウム－アルゴン年代分析の結果、下の表のとおり、セラドナイトのカリウム－アルゴン年代値は $11.8 \pm 0.4\text{Ma}$ となりまして、敷地のイライト/スメクタイト混合層のカリウム－アルゴン年代値とほぼ同じ値を示しております。

以上より、セラドナイトとイライト/スメクタイト混合層は、生成温度が類似しており、カリウム－アルゴン年代値もほぼ同じ値を示すことから、敷地近傍のセラドナイトとイライト/スメクタイト混合層は、ほぼ同様な温度環境で生成したと判断しました。

続いて、36ページをお願いします。こちらは、コメント126番、K-2の鉍物脈法による評価に関するコメント回答になります。G-1.5-80孔の薄片③を今回、新たに追加して観察を行った結果、左のスケッチ及び右の拡大写真のようにイライト/スメクタイト混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続となっており、不連続箇所のイライト/スメクタイト混合層に変位・変形は認められません。

続いて、40ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 135番、K-18の鉍物脈法による評価に関するコメント回答になります。H-0.2-75孔の薄片②の範囲Aにおきまして、最新面の延長位置に最新面と同じ方向の割れ目が認められるため、左下の拡大写真の黄色の楕円の箇所におきまして詳細に観察を行いました。その結果、右の写真に示すように、割れ目や最新面の方向を遮るようにイライト/スメクタイト混合層が高角度で分布しており、このイライト/スメクタイト混合層に変位・変形は認められません。

続いて、45ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 136番、K-3の鉍物脈法による評価に関するコメント回答になります。M-2.2孔の薄片の右下のスケッチの箇所におきまして、岩片周辺の基質部から内部まで連続的に分布する粘土鉍物、イライト/スメクタイト混合層につきまして再観察を行った結果、この粘土鉍物は岩片の縁辺だけではなく、岩片付近の地質中の変質部から内部まで連続的に分布し、この粘土鉍物に礫の回転等による変位・変形は認められないことを確認しました。

次の46ページと47ページに5か所の詳細観察結果を示しておりまして、同様の状況を確認しております。

続いて、49ページをお願いします。こちらは、コメントNo. 134番の主たる根拠とする鉍物脈データに関するコメント回答になります。鉍物脈法による活動性評価結果の一覧表で各評価対象断層の活動性評価の明確な根拠として用いる薄片、つまり主たる根拠として用いているものを緑色、そのうち最新面と鉍物脈との切り合い関係が最も明確であると評価

した薄片を赤囲みで示しております。

コメント回答資料の説明は以上となります。

続きまして、資料1-1の本資料を用いまして、敷地内断層の評価の取りまとめにつきまして御説明いたします。

資料1-1の3ページをお願いします。敷地の地質・地質構造につきまして、敷地内断層の分布・性状等の評価から、評価対象断層の選定及びそれらの活動性評価までの評価の全体につきまして、これまでの審査の過程で説明したコメント回答の内容を全て織り込み、取りまとめました。

7ページをお願いします。こちらが敷地の地質・地質構造の資料の全体構成になります。資料としましては、本資料、補足資料、参考資料、データ集の4階層に区分して取りまとめております。

8ページ以降に資料の全体概要を整理しておりますので、その部分について御説明します。

8ページをお願いします。1章から5章までの一連の評価の流れを1ページでまとめております。1章では、文献調査、地形調査等を実施した結果、敷地の地形、地質構造について把握したことをまとめております。2章では、敷地において実施した露頭調査、ボーリング調査結果等に基づき敷地内断層36本を抽出したことや、それらの断層の性状や運動方向についての調査結果をまとめております。

3章では、重要施設と敷地内断層36本との位置関係を確認した結果、重要施設の直下にある断層は22本、重要施設の直下でない断層は14本であることを示しております。4章では、敷地内断層36本のうち活動性評価を行う断層、すなわち評価対象断層として赤字で記載した10本の断層を選定したことを示しております。5章では、選定した評価対象断層の10本につきまして、上載地層法及び鉱物脈法による評価の結果、敷地内に分布する断層は、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではないと評価したことをまとめております。

以上が敷地の地質・地質構造の評価の概要となります。

補足の説明としまして青字の丸数字が書いてあるところがございますが、これらの説明を次のページ以降につけておりますので、その内容につきまして順を追って御説明します。

9ページをお願いします。1章におきまして、敷地の地形、地質・地質構造を把握するために実施した文献、地形・地質調査の結果をつけております。

10ページには重力異常、反射法、VSP探査の結果をつけておりまして、断層の存在を示

唆するような状況は認められないことを確認しております。

11ページからは、2章の敷地内断層の分布、性状、運動方向の説明になります。

11ページをお願いします。敷地に分布する別所岳安山岩類は、この写真に示しますように、安全岩（均質）、安山岩（角礫質）、凝灰角礫岩の三つの岩相から成ります。

12ページをお願いします。敷地において断層の有無や性状等を確認するために、重要施設を中心に露頭調査やボーリング調査等を実施しました。

13ページをお願いします。敷地に分布する破砕部は、軟質な粘土状破砕部、砂状破砕部、角礫状破砕部と、岩盤と同程度の硬さを有する固結した粘土・砂状破砕部、固結した角礫状破砕部に分類されます。

14ページをお願いします。露頭調査、ボーリング調査により抽出した破砕部につきまして、このフロー図に基づきまして幅と長さの検討を行い、連続性を有する破砕部を断層として抽出しました。調査の結果、抽出した敷地内断層は全部で36本となりまして、15ページに、それらの断層の性状、運動方向のデータを一覧表でまとめております。

16ページをお願いします。3章の重要施設と断層との位置関係につきまして、平面図と一覧表を示しております。右の表のとおり、重要施設の直下にある断層は22本、重要施設の直下でない断層は14本であるということを示しています。このうち、海岸部の重要施設である取水路付近では精密なボーリング調査を行っておりますが、不確かさも考慮し、重要施設の直下にある断層を幅広に選定しております。その結果を17ページに詳細図として示しております。

続いて、18ページをお願いします。4章の評価対象断層の選定の説明になります。敷地内断層の36本につきまして、規模の大きな断層や重要施設の直下にある断層を確実に選定する観点から、右のフロー図に示す手順に基づきまして、隣接する断層に併走する小規模な断層の検討、走向などの4項目のデータに基づく系統区分を行った上で、ステップ1の切り合い関係による新旧関係、ステップ2の系統区分・断層規模、重要施設との位置関係による検討、ステップ3の隣接する断層との関係からの個別検討の三つの検討を実施しまして、赤字で記載した10本の断層を評価対象断層として選定しました。

19ページに評価対象断層の選定結果を一覧表で示しておりまして、20ページに位置図で示しております。

21ページからは、5章の敷地内断層の活動性評価の説明になります。

21ページをお願いします。上載地層法に用いる地層の年代評価に当たって、敷地を含む

能登半島南西岸には明確な年代評価が可能な海成段丘面である中位段丘 I 面、高位段丘 I a面が広く分布していることを示しております。

22ページをお願いします。海成段丘面と堆積物の年代につきまして、海洋酸素同位体ステージとの対比により評価を行いました。左の図で中位段丘 I 面の前縁におきまして被覆層の下部に10.5万年前のSKテフラが確認されたことから、中位段丘 I 面は右の図でSK降灰直前の高海面期であるMIS5eに形成されたと評価しました。また、高位段丘 I a面はMIS5e旧汀線高度よりも高い標高に分布することから、約12~13万年前よりも古い高海面期に形成されたと評価しました。

23ページをお願いします。左上の位置図で青丸で示しておりますNo.2トレンチにおきましてS-2・S-6の直上に分布する堆積物は、左下のグラフに示す礫の平均真円度の検討結果に基づくと、中位段丘 I 面を構成する海成堆積物、すなわちM I 段丘堆積物であると評価しました。また、35m盤トレンチ及び駐車場南東方トレンチにおきましてS-4及びS-1の直上に分布する堆積物につきましても、礫の平均真円度に基づき、高位段丘 I a面を構成する海成堆積物、H1a段丘堆積物であると評価をしました。

24ページをお願いします。ここでは、鉍物脈法による活動性評価を行うに当たっての考え方をまとめております。鉍物脈法による評価に当たっては、断層の最新活動時期を表す最新面を適切に認定し、最新面と鉍物脈との切り合い関係が明確な箇所での評価を行うことが重要となります。

左側に最新面の認定手順として示すように、ボーリングコア、CT画像による巨視的観察、薄片による微視的観察により、最も直線性、連続性がよく、ほかの面に切られることのない最新面を認定しました。そして、右上の図のように最新面を明確に認定できるものについては、最新面と鉍物脈との切り合い関係を用いて活動性評価を行いました。一方、右下の図のように最新面を明確に認定できないものについては、最新面が分布する可能性のある最新ゾーンと鉍物脈との切り合い関係を用いて活動性評価を行いました。

25ページをお願いします。敷地の破砕部中の粘土鉍物につきまして、粘土分を濃集したXRD分析による結晶構造及びEPMA分析による化学分析を踏まえると、数十%のイライトが混合するイライト/スメクタイト混合層であることを確認しました。

さらに、下の表に示すように、CEC分析、XAFS分析、HRTEM観察による検討の結果からも、敷地の粘土鉍物にはカリウムが固定されたイライトの構造が含まれ、イライト/スメクタイト混合層であることを支持するデータが得られております。

26ページをお願いします。敷地で確認される粘土鉱物であるイライト/スメクタイト混合層について、変質鉱物の後期更新世以降の生成可能性の評価を行いました。左のグラフに示すように、敷地で確認された変質鉱物の生成温度は、赤の折れ線で示した約12～13万年前以降の敷地の地温分布よりも高いということから、敷地の変質鉱物は約12～13万年前以降に生成したものではないと評価しました。

また、右のほうに行きまして、変質鉱物の生成環境の検討の結果、敷地の変質鉱物は①の地下深部で生成した可能性が高いと考えられることから、地殻の隆起速度を一定と仮定すると、生成温度は約6Ma以前であると推定しました。敷地で確認された碎屑岩脈についても、地下深部の高封圧下で形成したと考えられることから、少なくとも後期更新世以降に形成したものではないと評価しました。

27ページは、変質鉱物の生成年代を年表で示したものです。少なくとも後期更新世以降に生成したものではないと評価した変質鉱物、イライト/スメクタイト混合層及び碎屑岩脈を用いて、鉱物脈法による活動性評価を行いました。

続いて、28ページからは、活動性評価の例としまして上載地層法と鉱物脈法の両手法で評価しているS-1、S-2・S-6、S-4の評価結果を示しております。

28ページをお願いします。左側が上載地層法による評価になりまして、一番下の緑色で塗られている駐車場南東方トレンチにおきまして、S-1は礫の平均真円度に基づき海成堆積物と認定されるH1a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、S-1に後期更新世以降の活動はないと評価しました。

また、一番上の旧A・Bトレンチにつきましては、平成28年の志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合によりまして、グレーの箱書きの赤字部分にありますように、MIS5eの海成堆積物堆積後にS-1が変位したと解釈するのが最も合理的であると評価がされております。

これにつきまして、有識者会合以降の追加検討としまして(1)から(3)の検討を行った結果、S-1は堆積層に変位・変形を与えていないとの当社評価を支持するデータを取得したものの、直接的な地質データではないため、有識者会合による「今後の課題」を踏まえて、より正確、確実な評価を行うために、旧A・Bトレンチの地下延長部等におきまして鉱物脈法による評価を行いました。

そして、右下の矢印の先のほうに行きまして、鉱物脈法による評価の結果、イライト/スメクタイト混合層が最新面を横断して分布し、変位・変形が認められないことから、S-

1に後期更新世以降の活動は認められないと評価しました。したがって、上載地層法及び鉍物脈法による評価の結果、S-1に後期更新世以降の活動は認められないと評価しました。

28ページの各地点の評価結果を表形式で整理したものが29ページになります。29ページで緑色に塗ったものは活動性評価の主たる根拠としたデータになりまして、より確実な評価とするために、それ以外の白抜きとしたデータにつきましても全て、この評価結果と整合することを確認しております。ほかの断層についても同様に、全てのデータが主たる根拠と整合することを確認しております。

30ページは上載地層法による評価で、H1a段丘堆積物に変位・変形を与えていないことを確認した駐車場南東方トレンチのスケッチと写真をつけております。

31ページは鉍物脈法による評価で、右の薄片写真の水色の楕円で囲った部分において、イライト/スメクタイト混合層が最新面を横断して分布し、変位・変形が認められないことを確認しております。

32ページをお願いします。S-2・S-6につきましても同様に、左側の上載地層法の評価におきまして、No.2トレンチで有識者会合によりグレーの箱書きで書かれた評価がされておりますが、有識者会合以降の追加検討の結果、S-2・S-6はM I 段丘堆積物に変位・変形を与えておらず、S-2・S-6地下延長部の断層が後期更新世以降に活動し、地表付近に変位・変形を及ぼしたこともないことから、S-2・S-6に後期更新世以降の活動は認められないと評価しました。

また、右側の鉍物脈法による評価の結果、イライト/スメクタイト混合層が最新面を横断して分布し、変位・変形が認められないことから、S-2・S-6に後期更新世以降の活動はないと評価しました。

33ページに各地点の評価結果と位置図、34ページに上載地層法のデータ、35ページに鉍物脈法のデータをつけております。

続いて、36ページをお願いします。こちらは、S-4についても同様に、上載地層法及び鉍物脈法による評価の結果、S-4に後期更新世以降の活動は認められないと評価しました。

37ページに各地点の調査結果と位置図、38ページに上載地層法のデータ、39ページに鉍物脈法のデータをつけております。

続いて、40ページをお願いします。敷地内断層と活断層である福浦断層との破碎部性状を比較した結果、敷地内断層では層状構造や連続的なY面が認められないなどの福浦断層と異なる破碎部性状を有していることを確認しまして、鉍物脈法による評価と整合するこ

とを確認しました。

41ページをお願いします。敷地内断層と敷地周辺の断層との連続性の検討、海底に推定される断層についての検討の結果、敷地内断層と連続する断層はないことを確認しました。

42ページをお願いします。活動性評価を行った全地点の位置図を示しております。

43～45ページに、評価対象断層の活動性評価の結果を一覧表で示しております。地層や鉱物脈の年代が明確で、かつ断層による変位・変形がないことが明確に確認できるデータ、つまり主たる根拠としたものを緑色で示しております、鉱物脈法において最新面と鉱物脈との切り合い関係が最も明確であると評価したものを赤囲みで示しております。

また、46ページに主たる根拠としたデータのみの一覧表をつけております。

47ページが総合評価になりまして、上載地層法、鉱物脈法による活動性評価、敷地内断層と福浦断層との破砕部性状の比較、敷地内断層と敷地周辺の広域的な検討の結果、10本の評価対象断層は、いずれも後期更新世以降の活動はないと評価しました。その他の敷地内断層については、この10本の断層に評価を代表できることから、敷地内に分布する36本の断層は、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではなく、敷地には震源として考慮する活断層はないと評価しました。

48ページをお願いします。敷地内断層の抽出、評価対象断層の選定、活動性評価の審査の過程において、2014年の設置変更許可申請時から変更となった箇所について御説明します。

まず、断層の抽出につきまして、49ページをお願いします。申請時は、連続性を有する未固結な粘土質薄層であるシームを検討すべき対象として、左の図のように8本のシームを抽出していましたが、その後の審査や追加データを踏まえて、検討すべき構造の見落としがないようにシームに加えてシーム周辺に認められる固結した破砕部にも着目し、破砕部を有する構造を検討すべき構造として右の図のように敷地内断層36本を抽出しております。

次に、評価対象断層の選定につきまして、50ページをお願いします。申請時は左の図のように3本のシームを代表として活動性評価を実施していましたが、審査を踏まえて、右の図のように評価対象断層10本を選定しております。

最後に、51ページをお願いします。活動性評価につきまして、申請時は上載地層法のみで活動性評価を行っていましたが、最終的には上載地層法及び鉱物脈法によって総合的に活動性評価を実施しました。その結果、8ページをお願いします、8ページの左下のほう

の結論にありますように、敷地内断層は、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではないと評価をしております。

資料の説明は以上です。

○石渡委員 それでは質疑に入ります。御発言の際は挙手をしていただいて、お名前をおっしゃってから御発言ください。どなたからでも、どうぞ。

どうぞ、大井さん。

○大井専門職 原子力規制庁の大井でございます。

御説明、ありがとうございました。私のほうから、まずは資料1-2のコメント回答資料について確認、コメントさせていただきたいと思います。

資料1-2の4ページをお願いいたします。はい、ありがとうございます。こちらに示しておりますように、敷地内断層の活動性評価については、これまでの審査会合及び昨年10月に行われました現地調査においてコメントをしており、そのうち未回答の九つのコメントがありました。今回は、それぞれのコメントについて事業者から回答がありましたので、そのうち主なものを中心に、これから各審査官からコメントを差し上げたいと思います。

私のほうからはコメントNo. 131のS-4断層、上載地層法というところのものについてです。資料1-2の17ページをお願いいたします。はい、ありがとうございます。事業者は35m盤のトレンチにおいて、現地調査及びそれ以前の会合においては、S-4断層がこの35m盤のトレンチの岩盤上面付近では不明瞭になるということから、断層による地層の変位・変形がないことを明確に確認できるデータとは位置づけておりませんでした。一方で、この評価に対して、前回の現地調査においては、審査側のほうから、事業者が35m盤の追加調査を行ったこの左側の図で示されている新北面のところで断層と上載地層法の境界部のブロック試料を採取して、X線CTによって断層が岩盤上面まで達しているかを確認した上で、S-4断層の活動性評価について、上載地層法でも適用可能かどうかということの検討をするように求めてございました。

その結果、事業者は資料1-2の19ページや20ページで、X線CTのそのブロックサンプリングのX線CT画像を示しており、資料の20ページをお願いいたします。こちらに示されておりますように、S-4断層はこの赤線で示されているS-4断層の主せん断面ですけど、その断層が黄色点線で示される岩盤上面まで連続して達しており、その上位にあるH I a段丘堆積物に変位・変形を与えていないということを確認しました。

また、21ページから23ページにおきましては、そのブロックサンプリングの掘り込み後

の壁面の観察結果も示されていて、そちらでも同様の観察結果ということがなされていることを確認しました。

以上のことから、S-4断層のトレンチの掘削地点においては、上載地層法が適用可能であること、その評価結果をS-4断層の活動性評価の根拠としても用いることができること、それについては理解をしました。

以上、確認できたという内容となりますので、事業者からの回答は不要でございます。

私からは以上です。

○石渡委員 事業者側からも、特に何か質問とかはないですか。はい、どうぞ。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今ほど大井さんのほうからコメントいただいた点につきましては、事業者の評価そのものでございますので、ありがとうございます。特にコメントはございません。

○石渡委員 ほかにございますか。

はい、どうぞ宮脇さん。

○宮脇専門職 原子力規制庁の宮脇です。

私からは、K-2断層及びK-18断層の鉱物脈法による活動性評価についてコメントさせていただきたいと思います。

資料1-2の38ページをお願いします。このK-2断層の薄片が示されてますけど、この左下の薄片はオープンニコルの薄片を示しているものです。最新面を横断する鉱物脈、この横断箇所において、せん断面等は認められないということは確認されました。

以上のことから、K-2断層は鉱物脈形成以降に活動していないということについて理解いたしました。

引き続き、K-18断層の鉱物脈法による活動性評価についてコメントいたします。

40ページをお願いします。これ、左下の薄片の写真はオープンニコルなんですけども、最新面が一部、鉱物脈を横断してまして、この部分に割れ目が確認されています。現地調査ではこの割れ目の延長部において、この割れ目を横断する鉱物脈があるという御説明でした。その詳細な観察結果を示すようにお願いしていたところです。

この右の図がクロスニコルで拡大した部分の写真を示しています。これ、最新活動面を高角度に横断する鉱物脈があることが確認されました。

以上のことから、K-18断層は鉱物脈形成以降、活動していないということについて理解いたしました。

以上がK-2とK-18断層の鉱物脈法による活動性評価に対するコメントになります。これコメントのみで回答は必要ありません。

以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。宮脇さん。

○宮脇専門職 引き続き、K-3断層の鉱物脈法による活動性評価についてコメントいたします。

資料1-2の46ページをお願いいたします。K-3断層は、網目状の鉱物脈を伴う固結した破砕部からなり、他の断層と異なって明確な最新活動面が認識できない、幅の広い最新ゾーンを有するという特徴を持っています。事業者へは、最新ゾーン中に認められる断片が断層運動によって回転していないことの詳細な観察結果を示すように求めていました。

この図は薄片1の範囲a、bを示した薄片、クロスニコルの写真になります。幅の広い最新ゾーンの中に幾つか岩片があるんですけども、その岩片の内側から基質の部分を明瞭に横断する鉱物脈が複数の箇所において確認されました。

以上のことから、鉱物脈形成以降に断層変位により最新ゾーン中の岩片が断層運動により回転していないということについては理解いたしました。

他方で、K-3断層の活動性評価については、前回9月の審査会合において、鉱物脈だけでなく、破砕部の形成環境に関する検討を行い、それらの検討結果も踏まえて、活動性がないとの説明がなされていました。

ちょっと、机上配付資料の補足資料2/2のページ5.11-1-3を出していただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。今回のまとめ資料にはそのような説明がなされていないので、念のためですけども、K-3断層の活動性評価について、事業者の考え方を再度御説明していただけないでしょうか。

○石渡委員 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○北陸電力（野原） 北陸電力の野原です。

今ほど宮脇さんからの御指摘ありましたK-3の活動性評価について、改めて形成環境等を踏まえた評価を含めまして説明をしたいと思います。

K-3につきましては、今ほどコメント回答資料にもあったとおり、固結した破砕部のみからなりまして、最新面が明確に限定できない例に該当しますので、最新ゾーンと鉱物脈との切り合い関係を用いて評価しております。

今回の本資料には、コメント回答資料には、このK-3の活動性の主たる根拠としている

このN2.2孔の結果を載せております。実際ですね、この鉱物脈法による評価の前段としまして、今ほど宮脇さんが言われました形成環境を踏まえた検討をしております、今回は今ほど言われました補足資料のP5.11-1-3に掲載しております。

それでは、このページについて簡単に説明させていただきます。ポインターを使って説明させていただきます。

ここでは、K-3の形成環境等を踏まえた評価を示しております、こちらの(1) K-3とその他の評価対象断層との性状の比較のところ、鉱物脈法による評価が可能であるという前段の説明を行い、その上で、こちらの(2) 鉱物法による活動性評価を行ったという流れを示しております。

こちらの(1)の概略としましては、K-3はほかの評価対象断層と異なり、粘土状破碎部が認められず、固結した破碎部しかないため、一見、形成環境が異なる可能性があります、そうではなく、ほかの評価対象断層と同じ形成環境であることを説明しております。

具体的に申しますと、こちら資料のこちらの点、上のほうにK-3とほかの評価対象断層との共通点と相違点を整理してございます。

まず共通点としましては、XRD分析や、曹長石化の検討の結果、鉱物組成が同じであること。また固結した破碎部が認められ、いずれも正断層センスが認められるということが挙げられます。一方、こちらの右側の相違点としましては、K-3以外の評価対象断層は固結した破碎部に加え、粘土状破碎部を伴っていますが、K-3だけは固結した破碎部のみからなります。

次にこちらの下の枠のほうですが、これを破碎部と変質鉱物の形成プロセスに照らしみると、いずれの評価対象断層も安山岩形成時の正断層センスの断層活動によって形成されたことは共通で、K-3だけがその後の逆断層センスの断層活動がなかったということを示しております。

したがって、K-3がほかの断層と違うのは、正断層の動きの後の逆断層の活動がなかった点のみでありまして、形成環境自体は同じでありまして、同じような環境下で変質作用を受けていると判断しております。そういったことから、K-3につきましても、ほかの評価対象断層と同様、鉱物脈法で活動性評価を行うということがこの(1)で示しております。

これを受けて、こちらの(2)で示すようにM2.2孔、今ほどコメント回答資料に載せておりますM2.2孔で、鉱物脈法による活動性評価を行うという流れになっております。

今ほど説明した内容につきましては、昨年9月の審査会合でも説明している内容であります。今回改めて説明させていただきました。

以上です。

○宮脇専門職 ありがとうございます。

そうですね、このK-3断層の鉱物脈法による活動性評価は、他の断層の鉱物脈法の評価と違って、それらの切り合い関係で評価しているわけじゃないですね。ですから、先ほど御説明があったとおり、鉱物脈法だけでなく破碎部の形成環境等の複数の根拠も踏まえて評価したものと我々も理解しております。今、御説明のあった補足資料の記載について、資料1-1の本資料のK-3断層の活動性評価の中に取りまとめていただきたいので、よろしくお願いたします。

○石渡委員 その点、よろしいでしょうか。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今ほど宮脇さんから御指摘いただいた点、野原のほうから説明しましたけども、やはり鉱物脈法によりK-3の断層を評価する上では、形成環境は重要な点でありますので、こちらにつきましても本資料のほうに、資料の構成上、載せるような形で整理したいと思います。

以上です。

○石渡委員 内藤さん。

○内藤管理官 規制庁、内藤ですけれども、ちょっと今のやり取り、宮脇の説明というか指摘もちょっと分かりづらかったので、ちょっと補足しますけれども。

K-3の活動性の評価について、今御説明いただいたように、形成環境から含めてちょっと違うんだけど、回転してないということをきちんと示せば、活動性が否定できるでしょう。だから回転していないということをちゃんと示してくださいねということでコメントしてありました。今回のコメント回答で、その部分についてきちんと回答してあるので、その説明内容、理解はしたんですけれども、一方で、資料1-1、いわゆるまとめ資料の形にしているほうのK-3の活動性の評価ということで、ページ数で言うと5-228から後ろ側のところで、K-3の活動性評価が書いてあるんですけども、ここの部分については、鉱物脈法で評価をしますとあって、回転してないですという説明しか書いてないんですよ。これだけだと、皆さんの全体のK-3の活動性評価の全体像のごく一部しか書いてなくて、まとめ資料としては記載が不足しているという状況になっています。

ですので、全体の流れとしての中で、今回コメント回答していただいた内容については理解したので、それでK-3の活動性がないという全体の論理構成と、それを支える物証という部分では、そろったというふうには理解しているんですけども、このまとめ資料の書き方がよくないので、ここはちょっと記載を適正化してほしいという、そういう趣旨なんですけども、それはよろしいですか。

○石渡委員 今の趣旨は理解いただけましたか。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今、内藤管理官のほうからコメントいただきましたけども、私どもも形成環境からスタートして、そういったものが我々のボーリング調査でも固結がないとか、そういったことも含めて、全体として評価して本資料のほうにまとめるべきだというふうに認識してございますので、最終的にコメント回答に入れた資料も含めまして、一連の流れとして評価したということが分かるような本資料にしたいと思います。

回答は以上です。

○内藤管理官 規制庁の内藤です。

記載の適正化の話ですので、よろしく願いいたします。

○石渡委員 ほかにございますか。

宮脇さん。

○宮脇専門職 規制庁の宮脇です。

引き続き、主たる根拠とする鉱物脈データの明確化について、コメントさせていただきます。

ページ49と50ページをお願いします。事業者はこれまでそれぞれの断層について、複数の薄片をもって鉱物脈の根拠となるデータを示してきました。この中で、鉱物脈法による評価で、どれを主たる根拠として用いたのかというのをはっきりさせるようお願いしていたところです。この表において、主たる根拠に用いたデータを緑色、さらに最も切り合い関係がよく分かる薄片を赤枠で示していただいたことによって、鉱物脈法による断層の活動性評価に用いた各薄片の判断根拠がより明確になったと考えます。

以上になります。

○石渡委員 特に回答は必要ないですね。

ほかにございますか。宮脇さん。

○宮脇専門職 最後に、ページ4ページにちょっと戻っていただきまして、今ほど私と大

井のほうから九つのコメントのうち、五つについてコメントさせていただいたんですけども、残り四つのコメントについても事業者の説明については理解いたしました。

以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。

海田さん。

○海田審査官 規制庁の海田です。

私のほうからはもう一つ、今日説明していただいた資料、資料1-1のまとめ資料関係でコメントをさせていただきます。

資料1-1はこれまでの審査の結果を取りまとめた資料ということで、今回、概要部分ですけれども、説明いただきました。全体こちらのほう確認しております、これ今回全体を確認しておりますけれども、この資料につきましては、これまでの審査資料を取りまとめたものであって、その内容が敷地の地形、地質・地質構造に係るこれまでの審査を踏まえている、そういったものであるということを確認いたしました。まずその点を申し上げます。

それで、具体的に今日御説明いただいたページでいきますと、47ページをお願いします。画面に映っている47ページ、これは総合評価ということで、最後のまとめということかと思っております。これにつきましては、この資料の一番最後に同じように総合評価というものがありますけれども、それと同じものであるというふうに認識しています。この総合評価の中で、特に有識者会合で評価されたS-1、S-2・S-6というものがありますけれども、今日資料説明の中でS-1については28ページで、S-1の活動性評価の全体が示してあります。これも御説明いただきました。S-2・S-6につきましては32ページ、ここでS-2・S-6の評価全体を説明いただきました。

ここの28ページ、32ページで御説明されたように、有識者会合による評価とか、今後の課題を踏まえて行った鉱物脈法を用いた評価とか、あと上載地層法などの確かな根拠によって、これらの断層が後期更新世以降の活動がないという評価が示されたということを確認できました。

その評価に用いたデータとして、48ページをお願いします。ここに、先ほど御説明いただいたように、設置変更許可申請時とそれ以降の追加されたデータの一覧が示されておりました、49ページには、それが位置図に示してあるということです。ここの図に示してある、これはあくまで申請時からの追加データでありますけれども、大体概ねこれと同じぐ

らのデータが有識者会合の後に大きく拡充されて、そのデータをもって47ページの総合評価ですね、こういった評価に至ったものと認識をしております。

47ページの評価ですけれども、このページの下に書かれていますように、敷地内断層はいずれも将来活動する可能性のある断層等ではなくて、震源として考慮する活断層ではないというまとめの評価ですね、これにつきましては理解しました。

私のほうからは以上です。特に回答も必要ありません。

○石渡委員 特に回答は必要ないということですが、何か北陸電力側からございますか。いいですか。はいどうぞ。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今、海田さんのほうからまとめていただいた内容につきましては、弊社の評価と一致した内容ですので、特にコメントはございません。

以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。

それじゃあ、野田さんのほうからまとめをお願いします。

○野田調査官 原子力規制庁、野田です。

私のほうから今日の審査会合のまとめをさせていただければと思います。

本日はコメント回答資料と、あとまとめ資料ということで、二つの資料につきまして審議いたしました。まずコメント回答につきましては、先ほど大井、あとは宮脇のほうからコメントさせていただきましたとおり、9項目ですね、これにつきまして追加の検討結果を御説明いただき、内容につきましては理解いたしました。

次にまとめ資料につきましても、今、海田のほうからもコメントさせていただきましたとおり、これまでの審議の内容、あとはそれに関連したデータ、こういったものを階層化して整理していただきまして、最終的には敷地内に分布する断層につきまして、将来活動する可能性のある断層等ではなく、敷地には震源として考慮する活断層はないという事業者の評価につきましても理解いたしました。

他方で、K-3断層の活動性評価、これにつきましては一部ちょっと記載の適正化が必要でございまして、具体的には9月のコメント回答の内容を踏まえまして、鉱物脈法だけではなくて、一連の流れで活動性評価というものを、まとめ資料のほう、整理していただければと思います。

あと、有識者会合の関係ですけど、机上配付資料2の5.18-1-10をお願いできますか。机

上配付資料2の5.18-1の10ページお願いできますか。ありがとうございます。

10ページ、あとは11ページですね、2ページにわたっておりますけど、ここに有識者会合におけるですね、今後の課題を踏まえたデータ拡充とその評価結果が示されておりました、この6項目につきましては、これまでの審査会合で御説明いただくとともに、特にS-1、あとS-2・S-6ですね、この2断層の活動性評価につきましては本日御説明いただくとともに、先ほど海田からもまとめさせていただきましたけど、明確な証拠、これは上載地層法、あとは鉱物脈法によって活動性評価が行われていることも理解いたしました。

以上が本日の振り返りとさせていただきますが、北陸電力のほうから確認、コメントあればお願いいたします。

○石渡委員 いかがでしょうか。はいどうぞ。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

野田調査官、まとめありがとうございます。今、野田さんのほうからまとめていただいた内容、大きく三つあったかと思えます。

まず1点目が、本日の私どもから説明したコメント回答、それから、まとめた本資料の内容、これらについては内容を理解いただいたという趣旨の内容だったかと思えます。ありがとうございます。

2点目、K-3断層につきましては、形成環境を含めた一連の流れとしてまとめるということで、資料の適正化の部類になるかもしれませんが、しっかりそういったものが分かるように、本資料にまとめていきたいというふうに考えてございます。

3点目、本日、私どものほうからの詳細な御説明はできませんでしたが、有識者会合の評価に対して、我々どういうデータを拡充して整理したかというところも5.18の資料を使いまして、コメントいただいたかと思えます。この点についても御理解いただけたという内容のコメントと承知いたしました。ありがとうございます。

弊社のほうからは以上でございます。

○石渡委員 ほかにございますか。野田さん。

○野田調査官 藤田部長、コメントありがとうございました。私からのコメントは大きく三つですね、今、御回答いただいたとおりでございます。

あと最後に、今後の審査の進め方ということでございまして、少し、例えば審査中の敷地近傍も含めまして、今後どういった審査項目について、準備、御説明いただくことを考えてられるか、口頭で構いませんので、少し御説明いただければと思いますが、いかが

でしょうか。

○石渡委員 はい、どうぞ。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今後の敷地内断層に続く審査の流れといいますか、スケジュールについて、事業者の思いを少し申し上げたいと思います。

現在、今ほど野田調査官からもありましたように、敷地近傍断層につきましては昨年の10月に現地調査で御確認いただいて、審査も進めていただいている段階なんですけども、特に論点となっております断層のデータにつきまして、2月末で概ねデータ取得が完了しておりますので、現在資料の取りまとめを行っております。この中には鉱物脈データ、地形データというデータも入れておりますので、そういった内容につきまして、資料がまとまり次第、ヒアリング、審査会合で御確認いただきたいと思いますと思っております。

それと並行して、現在敷地から5km以遠の敷地周辺断層、これにつきましては海域断層を今先行してヒアリングをお願いして、受けている状況です。これらにつきましても引き続きヒアリング、審査会合で御確認いただけるよう、対応いただければと思っております。

加えまして、今後は地震動評価の基礎となります地下構造モデルにつきましても、資料が整ってきておりますので、こちらにつきましても並行して審査をお願いしたいというふうに考えてございます。

回答は以上です。

○野田調査官 原子力規制庁の野田です。

3点、承知いたしました。これまでも審査を続けている敷地近傍、あとは敷地周辺の海域の断層に加えて地震動評価の入り口ということで、地下構造モデル、この3点について今後ヒアリングであるとか、その後、審査会合を進めていくということで承知いたしました。

今の説明の内容ですけど、次の審査会合の機会に、少し資料を用いて再度御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

今後のスケジュール、進め方等につきましては事業者の案を整理しまして、議論させていただけるように準備したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○内藤管理官 規制庁管理官の内藤ですけども。

今のスケジュールの話ですけども、藤田さんから説明あったのは直近の話だけなんで

すけれども、全体として、その後も含めてどういう順番で進めていこうと思われていて、その準備というのはどういう状況になっているのかということも含めて、ちょっと教えていただけると助かるんですけれども。

○北陸電力（藤田） 現状の状況を口頭で今、御説明すればよろしいでしょうか。

○内藤管理官 次回会合というか、資料を用意していただける、規制庁内藤ですけれども、資料で用意していただけるという話がありますので、そのところで、直近だけではなくて全体として、これが終わったことによって、これでステップしていくんだとか、あと火山とか別枠になったりとかするんですけど、そういうのをどういうところではめ込もうと思っているのかとか、全体枠を分かるようなものも作っていただいて示していただけたらいいんですけども、よろしいですか。

○北陸電力（藤田） 北陸電力の藤田です。

地震・津波関係、ハザードの審査につきまして、どのように進めていきたいかという、事業者の思いを全体整理しましてお示ししたいと思います。

回答は以上です。

○内藤管理官 規制庁、内藤です。よろしくお願いたします。

○石渡委員 ほかにございますか。大体よろしいですかね。

敷地内の破砕帯というか、この敷地内断層についての審査ですね。私も有識者の一人として、御社の敷地内の破砕帯の調査を行ったわけです。その評価書がまとまったのが平成28年、2016年の4月27日の規制委員会で、評価書が一応決定されたということだったわけです。

その評価というのは、特に問題になっていたS-1断層ですね、それからS-2・S-6断層、これが将来活動する可能性のある断層等であることが否定できないという結論だったわけですね。ただし、その評価書には後ろに付録といいますか、コメントがついていて、データが決定的に不足していると。これからこういう課題についてデータを出してほしいという、先ほど野田のほうから説明がありましたけど、6項目ですか、の要望というか、それが後ろに書いてあったわけですね。その時点では、この鉱物脈法のデータというのは一つも出てなかったんですよね。全く出てなかったわけです。その後、御社が鋭意調査をいただいて、膨大なデータが出されて、それに基づいて評価をし直したところ、今回のような非常に説得力のある証拠をもって、将来活動する可能性のある断層等ではないというふうに判断ができるような証拠がたくさん得られたということだと思います。

○北陸電力（小田） 北陸電力の小田です。

石渡委員のほうから、今ほど鉱物脈の取組についていろいろお話しいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

今ほど委員のほうから御指摘あったとおり、我々、これまでは上載地層法でやっておりましたが、2016年の有識者会合の際に出された今後の課題を踏まえて、鉱物脈法に取り組んでまいりました。今回、結果的に評価に用いましたイライト/スメクタイト混合層、これにつきましては、やはり先行サイトの評価で、あまりほとんど実績がないような鉱物でありまして、我々、新たな分析等も必要になりまして時間もかかりました。

しかしながら、これにつきまして規制側、規制庁、規制委員会、この皆様におかれましては、この内容について、専門的、技術的な観点から詳細に御確認、御審議いただいたこと、このことに本当に感謝したいと思います。本当にどうもありがとうございました。

今後でございますが、この審査はまだ継続します。我々としましては引き続き、一次データをしっかり積み上げて、論理構成を明確にするなどの提出物の工夫も行いながら、また引き続き説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○石渡委員 よろしく願いいたします。

それでは、特にないですか、こちら側から。

はい、それではありがとうございます。

志賀原子力発電所2号炉の敷地の地質・地質構造につきましては、概ね妥当な検討がなされているものと評価をいたします。ただし、本日審査会合の中で確認したK-3断層の活動性評価に関わる論理構成及びその根拠につきましては、本資料のほうに追記していただいた上で、後日事務局に提出してくださるようお願いいたします。

事務局はそれでいいですね。

○内藤管理官 はい。

○石渡委員 また引き続き、敷地近傍の断層の評価についても御検討お願いします。

今後の審査全体のスケジュールなどについても、書面を出していただくようによろしく願いいたします。

それでは以上で本日の議事を終了します。

最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○内藤管理官 事務局の内藤です。

原子力発電所の地震等に関する次回会合につきましては、来週につきましては3月9日木曜日、通常金曜日開催しておりますけども、来週につきましては3月9日木曜日に開催を行います。10日金曜日については審査会合は実施いたしません。内容等の詳細につきましては追って連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○石渡委員 それでは、以上をもちまして第1121回審査会合を閉会いたします。